

粟米塩鐵。有行商二有。生買者。山市晴嵐也。大寧安國。鐘聲互相答者。烟寺晚鐘也。中略。

時天文十三歲星輯甲辰春三月上游。といふに至つて、義續の時には庶民山麓に集つて市街を形成するもの、城廓と府中との間に點在し、而してその中樞であつた所は、即ち後世の古城又は古屋敷の部落になつたのであらうと思はれるからである。又その城地の形勢に就いては、越登賀三州志故墟考に『今本二二三九と東より南へ連り渉る。其の本二二三九かけて前に櫻馬場あり。今搦手口とて南に坂あり。若しくは是下文に謂へる木落口なるか。其の前に磐址あり。西面は山路にて、中間に三折して下る。是大手口ならん。然らば下文に赤坂口と呼びしは是か。此の道の下より右手に遊佐美作・温井備前第述あり。三三九の西に當る也。長對馬第述は遙に隔り、本丸の側邊に在り。其の下に谷第とて段々に幾區にも成り下る。又この邊に關東橋あり。又馬場の迹あり。又搦手口と呼ぶ所此の方にもあり。是下文に所謂大石谷なるか。凡そこの地大抵四面窪谷にて堅城也。』と記する。能登名跡志には、『七尾といひしことは、此城山に菊の尾・竹の尾・梅の尾・松の尾・龜の尾・虎の尾・龍の尾とて七尾あり。依て呼べり。惣名は松の尾山と呼べり。』とあつて、是等の名稱は附會であるにしても、七尾とは山尾の多いことを意味するのであらう。昭和九年十二月文部省はこの城址を名蹟として指定した。

ナナヲジヨウ 七尾城 前田利家が鹿島郡小丸山に構へ、畠山氏の舊城名を取つてそれを呼んだものをいふ。この城の構築に就いては、利家から片山内膳・村井豊後に宛てた正

月十一日附の惣構堀普請を命じた消息があるが、年紀を記してないから種々に考へられてゐる。森田平次は、畠山翁物語に天正十一年の春七尾城(畠山氏の)を廢して城下を所、口に移し、氣多本宮の小丸山に城を興したとあるに因つて十一年とし、又或は十七年九月廿二日附て利家が小島・所、口の百姓中に興へ、所、口の屋敷地を明神野に轉せしめた文書があるに基つて十七年説を主張するものもある。併し後説は遲きに失する。十年正月廿日附十兵衛(中居鑑物師)に興へて『七尾府中において城を築候條、かねて申付おき候鑑物等早々可指出候。』とある文書と併せ稽へて十年にあつたと確定すべきである。次いで同年十月十八日の狀に門及び矢倉建築のことが見え、十一年七月八日飯田・正院・上戸・直郷の佛殿を壞つを命じたのは、その故材を以て殿閣の用に當てたのであらう。この事に就いては小丸山城の項に書落したからこゝに補記する。↓コマルヤマジヨウ 小丸山城。

ナナヲダイブツ 七尾大佛 鹿島郡七尾三島町に在る露佛。初め平野屋半四郎といふ者、塗師町に青銅佛像の頭部と腕とを安置し、之が修補を志して居たが、明治維新の際堂宇を毀られたので、後に貿易商松井善四郎は、その錯造を越中高岡の藤田四郎右衛門に囑し、十七年完成を見た。座高三米六の遮那佛で、背部に勝海舟の筆に成る松井家累代の法名と、總持寺管長畔上樑仙の勸請文とを刻する。

ナナヲノブアキ 七尾宣陽 通稱銅次郎。號は麟園。父の檢校が七尾から金澤に移つたので、それを氏とした。年二十、京師に遊んで皆川洪園に學び、享和三年歸つて儒を以て

藩の老臣前田氏に仕へた。安政四年正月十一日年七十八を以て歿。

ナナヲハツケイ 七尾八景 鹿島郡七尾町附近の景勝を數へたもので、氣多秋月・辛崎春雨・妙觀晚鐘・松百遊魚・巖窟清泉・古城秋葉・島山暮雪・所口歸帆これである。

ナナヲヒヤクインレンガ 七尾百韻連歌 一卷。能登守護畠山義統の家で行はれた連歌で、義統の『松風は雪にをさまるあした哉』を發句とし、俊高の執筆である。翁物語には七尾町人大森屋長右衛門の家に持傳へるとしてあり、この巻は今も存してゐる。

ナナヲワン 七尾灣 中能登丘陵の沈降によつて生じた一大谷で、東方に能登島を残り、北灣・南灣及び西灣に分かれ、外洋より北灣に入る海峡を大口瀬戸、南灣に入る海峡を小口瀬戸といふ。南灣は石崎屏風と須曾屏風との間なる屏風瀬戸を通じて西灣に連り、西灣より幅僅かに五〇〇米の三ヶ口瀬戸を過ぎるときは北灣に出ることを得る。南灣は海底稍淺く、且つ小口瀬戸に砂洲岩礁多いが爲、航海上注意を要することもあるが、灣中に七尾の良港がある。北灣の口にも沖波礁その他の砂洲岩礁があるけれども、灣内廣く、その北部は更に複雑な肢節を分かつて、中居・穴水等の諸澳をなしてゐる。

ナニタワラ 何たわら 一冊。金澤の俳人柳壺編。序は岳陰(可大)。金澤集雅堂板。嘉永四年のものである。

ナヌカイチ 七日日市 江沼郡那谷谷に屬する部落。

ナヌカイチテイ 七日日市 上野甘樂郡七日市侯の居邸は、町の西端平地に在つて、今

は富岡町に屬する。武鑑に、江戸を距ること廿九里廿九町と記され、邸地面積六千四百八歩。正面に辨形を設け、左右に高さ六尺の石垣を積み、その上に五尺の塀を造つた。前面は東方を向き、南北の幅凡そ六十間、東北に濠を繞らし、西南に空濠がある。左右後の三方に杉・櫻・榎の老樹があつて、中に藩侯の居館と諸士の邸宅を存し、所謂陣屋の制であつた。この邸の沿革は文献散逸して詳かでないが、利以の寛政四年二月晦日災に罹つたことがある。利裕の天保十二年正月八日亦隣邑より火を失して殿閣を延焼し、十四年に再建せられたものは、安政元年十一月十四日焼亡した。之に次いで建築せられたものは、即ち最後のもので、之を繪圖によつて測れば、建坪三百六十餘坪であつた。明治四年廢藩の後、正殿・書院・玄關を残し、他は皆廢毀した。

ナヌカイチハンエドテイ 七日日市藩江戸邸 (一)上屋敷―七日日市藩の江戸上屋敷は、藩祖前田利孝の時には辰口に在つた。蓋し加賀藩の上屋敷に接してゐたのである。寛永九年十二月廿九日初めて類焼し、利意の明暦三年正月十九日、利英の元祿十一年九月六日並びに延焼の難に罹つた。是を以て同年十月舊邸地を細川氏に賜ひ、その代りに田安門廣小路の三千五百三十五歩を以てせられたが、利理の正徳元年二月廿六日更に番町堀端四千三百九十四歩の地に轉じた。然るに享保八年十二月番町の上屋敷が災に罹つたので、九年正月また半藏門外二千五百歩の地に移つた。半藏門の邸は、利以の寛政四年七月廿一日焼亡し、利裕の安政二年十月二日夜震害によつて破損し、後修營せられて明治に及んだ。

ナナヲハツケイ 七尾八景 鹿島郡七尾町附近の景勝を數へたもので、氣多秋月・辛崎春雨・妙觀晚鐘・松百遊魚・巖窟清泉・古城秋葉・島山暮雪・所口歸帆これである。

ナナヲヒヤクインレンガ 七尾百韻連歌 一卷。能登守護畠山義統の家で行はれた連歌で、義統の『松風は雪にをさまるあした哉』を發句とし、俊高の執筆である。翁物語には七尾町人大森屋長右衛門の家に持傳へるとしてあり、この巻は今も存してゐる。

ナナヲワン 七尾灣 中能登丘陵の沈降によつて生じた一大谷で、東方に能登島を残り、北灣・南灣及び西灣に分かれ、外洋より北灣に入る海峡を大口瀬戸、南灣に入る海峡を小口瀬戸といふ。南灣は石崎屏風と須曾屏風との間なる屏風瀬戸を通じて西灣に連り、西灣より幅僅かに五〇〇米の三ヶ口瀬戸を過ぎるときは北灣に出ることを得る。南灣は海底稍淺く、且つ小口瀬戸に砂洲岩礁多いが爲、航海上注意を要することもあるが、灣中に七尾の良港がある。北灣の口にも沖波礁その他の砂洲岩礁があるけれども、灣内廣く、その北部は更に複雑な肢節を分かつて、中居・穴水等の諸澳をなしてゐる。

ナニタワラ 何たわら 一冊。金澤の俳人柳壺編。序は岳陰(可大)。金澤集雅堂板。嘉永四年のものである。

ナヌカイチ 七日日市 江沼郡那谷谷に屬する部落。

ナヌカイチテイ 七日日市 上野甘樂郡七日市侯の居邸は、町の西端平地に在つて、今

は富岡町に屬する。武鑑に、江戸を距ること廿九里廿九町と記され、邸地面積六千四百八歩。正面に辨形を設け、左右に高さ六尺の石垣を積み、その上に五尺の塀を造つた。前面は東方を向き、南北の幅凡そ六十間、東北に濠を繞らし、西南に空濠がある。左右後の三方に杉・櫻・榎の老樹があつて、中に藩侯の居館と諸士の邸宅を存し、所謂陣屋の制であつた。この邸の沿革は文献散逸して詳かでないが、利以の寛政四年二月晦日災に罹つたことがある。利裕の天保十二年正月八日亦隣邑より火を失して殿閣を延焼し、十四年に再建せられたものは、安政元年十一月十四日焼亡した。之に次いで建築せられたものは、即ち最後のもので、之を繪圖によつて測れば、建坪三百六十餘坪であつた。明治四年廢藩の後、正殿・書院・玄關を残し、他は皆廢毀した。

ナヌカイチハンエドテイ 七日日市藩江戸邸 (一)上屋敷―七日日市藩の江戸上屋敷は、藩祖前田利孝の時には辰口に在つた。蓋し加賀藩の上屋敷に接してゐたのである。寛永九年十二月廿九日初めて類焼し、利意の明暦三年正月十九日、利英の元祿十一年九月六日並びに延焼の難に罹つた。是を以て同年十月舊邸地を細川氏に賜ひ、その代りに田安門廣小路の三千五百三十五歩を以てせられたが、利理の正徳元年二月廿六日更に番町堀端四千三百九十四歩の地に轉じた。然るに享保八年十二月番町の上屋敷が災に罹つたので、九年正月また半藏門外二千五百歩の地に移つた。半藏門の邸は、利以の寛政四年七月廿一日焼亡し、利裕の安政二年十月二日夜震害によつて破損し、後修營せられて明治に及んだ。

ナナヲハツケイ 七尾八景 鹿島郡七尾町附近の景勝を數へたもので、氣多秋月・辛崎春雨・妙觀晚鐘・松百遊魚・巖窟清泉・古城秋葉・島山暮雪・所口歸帆これである。

ナナヲヒヤクインレンガ 七尾百韻連歌 一卷。能登守護畠山義統の家で行はれた連歌で、義統の『松風は雪にをさまるあした哉』を發句とし、俊高の執筆である。翁物語には七尾町人大森屋長右衛門の家に持傳へるとしてあり、この巻は今も存してゐる。

ナナヲワン 七尾灣 中能登丘陵の沈降によつて生じた一大谷で、東方に能登島を残り、北灣・南灣及び西灣に分かれ、外洋より北灣に入る海峡を大口瀬戸、南灣に入る海峡を小口瀬戸といふ。南灣は石崎屏風と須曾屏風との間なる屏風瀬戸を通じて西灣に連り、西灣より幅僅かに五〇〇米の三ヶ口瀬戸を過ぎるときは北灣に出ることを得る。南灣は海底稍淺く、且つ小口瀬戸に砂洲岩礁多いが爲、航海上注意を要することもあるが、灣中に七尾の良港がある。北灣の口にも沖波礁その他の砂洲岩礁があるけれども、灣内廣く、その北部は更に複雑な肢節を分かつて、中居・穴水等の諸澳をなしてゐる。